

「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた場合の県税の手続きについて（期限の指定）

平成30年7月豪雨で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

福島県では、**法人県民税、事業税及び地方法人特別税**について、下記の地域に主たる事務所、事業所等を有する法人のうち、地方税法又は福島県税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付を必要とする法人であって、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについて、その期限を延長しておりましたが、このたび、下記のとおり期限を指定しましたのでお知らせします。

○平成30年11月27日を期限とする地域（平成30年11月26日までに期限が到来するもの）

都道府県名	地 域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

○平成30年12月25日を期限とする地域（平成30年12月24日までに期限が到来するもの）

岡山県	倉敷市真備町
-----	--------

【お問い合わせ先】

県北地方振興局県税部 024-521-2680
 県中地方振興局県税部 024-935-1235
 県南地方振興局県税部 0248-23-1512
 会津地方振興局県税部 0242-29-5235
 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212
 相双地方振興局県税部 0244-26-1123
 いわき地方振興局県税部 0246-24-6024

福島県庁税務課（法人に関すること） 024-521-7068